

令和7年12月12日

報道機関各位

青森県環境エネルギー部資源循環推進課

### 産業廃棄物処理業者に対する行政処分（許可の取消し）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分（許可の取消し）を行ったのでお知らせします。

記

#### 1 被処分者

青森県上北郡七戸町字森ヶ沢59番地4  
株式会社小又建設（代表取締役 天間 健悦）

#### 2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

#### 3 処分年月日

令和7年12月12日

#### 4 処分の理由

被処分者が法に違反したことについて、令和7年11月13日に罰金300万円の刑が確定したことにより、法第14条第5項第2号イの規定（欠格要件）に該当するに至った。  
このことは、法第14条の3の2第1項第1号の規定（取消事由）に該当するものである。

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	環境エネルギー部資源循環推進課 廃棄物・不法投棄対策グループ 総括主幹 貝森 優希	
電話	内線	6471
番号	直通	017-734-9248
報道監	環境エネルギー部 次長 山下 伸一	